

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2023年10月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、睡眠の秋（笑）楽しみなことがたくさんありますが、皆様は何の秋を堪能したいですか？

この場を借りていつも私は日々の雑感を述べさせていただいていますが、できるだけ読者の皆様が前向きになれるようにと心がけて発信しています。

今回は「監督人」を取りあげています。実は先月、専門職後見人等に対する監督人の選任について、東京家庭裁判所から「多額の流動資産を有する事案について、幅広く監督人の選任を検討していく」という方針が示されました。従来から流動資産が1億円を超えたら上部団体が監督人に選任されるなど、一定の方向性があったのですが、今回のこの方針変更は実は衝撃だったのです。流動資産が1億円未満の事案は、個人の専門職が監督人に選任されるようで、早速当法人（国松司法書士法人）にも直近のある案件で個人の方が監督人に選任されました。この方は弁護士です。未だかつて弁護士の方に監督されたことがなく、若干の戸惑いもある中、同業の司法書士の団体に監督されるのとはまた違う、何かを発見出来そうな「ちょっとしたワクワク感」も感じております。

こうやって「どんなことが起きても前向きにとらえて対処していく」というポジティブ思考を参考にさせていただいたら嬉しいです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

先月号の後見等申立の流れで、成年後見人等の選任において後見監督人がつくケースもあとご紹介しました。今月はその**後見監督人**について詳しくご説明します。

後見監督人とは、名前のとおり「後見人を監督する人」で、その多くは司法書士や弁護士等の専門職が就任し、**財産管理や身上保護が適切に行われているかをチェック**します。後見人が被後見人の財産を私的流用するといった不正を防ぎ、適切に管理するために選任されるのです。そして、後見監督人にはもう一つ大きな役割があります。それは後見人の支援です。**指導・助言・相談対応で後見人をサポート**していきます。

後見人には「成年後見人」と「任意後見人」があるように、後見監督人にも「成年後見監督人」と「任意後見監督人」があります。これらの一番の違いは「成年後見監督人」は家庭裁判所が必要と認めるとき、または被後見人・親族・後見人のいずれかから請求があったときに選任されるのに対し、「任意後見監督人」は必ず選任されるということです。後見DE 貢献 2023年5月号で任意後見制度について触れていますので、詳しくはそちらを参照してください。また、保佐人・補助人の場合でも監督人が選任されることがあります。「保佐監督人」「補助監督人」は成年後見監督人と同様で必須ではありません。

では、実際に成年後見監督人がつくのはどのようなケースなのでしょう。その判断を下すのは家庭裁判所ですが、一般的に、**管理する財産の規模が大きかったり収益が多い場合、後見事務を遂行するのに専門職の支援を受けることが望ましい場合**です。他にも揉め事の可能性があるあたり利益相反となる場合等に検討されます。これらの場合には選任の手続きは必要ありませんが、監督人をつけて欲しいという希望によるときには「家事審判申立書」により、申立が必要となります。



監督人に与えられる権利に「後見人の解任請求」があります。後見人等による横領や経費の水増し、職務の放棄等の不適切な行動があった場合には、監督人は監督を受ける後見人等の解任を請求することができます。

また、後見人を監督する一方で、監督人にも監督行為や後見人等から提出を受けた書類を家庭裁判所に提出する等の義務があります。つまり、**監督人は監督人で家庭裁判所から監督を受ける立場**というわけです。

YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
ました!!
どうぞよろしく☆

